

# 浦和民商は創設62年目を迎えました



浦和民商は、7月3日(日)午後1時30分からさいたま共済会館6階ホールにて、第62回定期総会を開催しました。浦和民商は、1954年(昭和29年)7月に浦和商工民主協議会を発足し浦和市内の業者が営業と生活、税金対策を中心に自主団体として創設され1958年(昭和33年)10月に浦和民主商工会と改称し、以来全国と結び、地域の中小業者のナショナルセンターとして学習を重ね力を発揮してきました。



7月3日の総会は、代議員数41名のうち(委任状含む)45名、評議員5名の参加、代議員出席率109%で開催されました。会計の佐藤信一さんが開会あいさつを行ない、南区福本正樹さん、緑区の加藤みち子さんが議長団に選ばれました。

香田政則会長は、「中小業者はここ数年、消費税5%から8%に増税されてから売上減少で後継者が立てられず大変厳しい時代が続いています。いま国民健康保険税、介護保険料の値上げなど市民と民商会員の要求は一致しています。これからも初心に基づき、学びつつ運動し運動しつつ学ぶの精神で1年頑張りましょう。」とあいさつしました。来賓に、全国商工団体連合会菊池会長、第一経理長谷川元彦税理士、さいたま地区労高比良 稔副議長、新しく顧問になって頂いた埼玉中央法律事務所の小内克浩弁護士、日本共産党さいたま市議員もりや千津子さんが連帯のあいさつをされ、菊池会長は激励を含めて、「いま日本の大切な転換期、私達が平和で安心して営業できる世の中にするために大きく声を出しましょう。」とあいさつされ、長谷川税理士は、「消費税延期でも、インボイス方式、軽減税率導入は小規模業者の破壊を招く。これからの大きな運動の焦点。」と発言されました。また大宮民主商工会吉田 章会長、埼玉土建さいたま南支部野澤泰夫支部長、第一経営相談所沼田道孝税理士、浦和法律事務所水口 匠弁護士、埼玉中央法律事務所塚越事務局長、日本共産党とりうみ敏行市議会議員に駆けつけて頂きました。その後総会方針案の提案、役員案の提案、佐藤会計より決算の報告、会計監査報告、予算の提案がありました。休憩後、4区支部の代表による1年間の活動などの報告がありました。質疑応答を経て全会一致で採択され、浦和区新支部長に花家英隆さん、緑区新支部長に寺尾栄子さん、南区新支部長に斎藤照子さんが選出されました。香田会長による新役員代表あいさつ、岡田和也青年部長の特別決議、荒川副会長の閉会あいさつで午後4時終了しました。

発行  
浦和民主商工会  
www.minsyoo.jp  
さいたま市浦和区本太5-38-3  
TEL: 886-5200  
FAX: 886-5454  
urawa@minsyo.jp



埼玉県商工団体連合会菊池会長



第一経理 長谷川税理士



佐藤会計による財政報告



浦和区支部花家さんの報告



桜区支部長岡さんの報告



前回一致で採択



南区支部斎藤さんの報告



緑区支部寺尾さんの報告

**設立10年・株式会社の役員登記忘れて裁判所から9万円の過料の通知が！！**  
**※過料とは→金銭を徴収する制裁の一つです。**

☆会社法施行(平成18年5月)から時間が経ち、最近では、登記を忘れて過料が科される会社が多くなっています。例えば、平成18年の会社法施行と同時に任期を10年に延長して、そのまま放置して登記をしないと過料が科されます。

(有限会社は対象外です)  
 該当する方は浦和民商事務局までご連絡ください。

